

大阪広域環境施設組合 災害対策実施要領

平成29年3月制定
令和2年3月改訂

目 次

第1章 動員体制

- 1-1 動員基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 動員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 災害対策本部

- 2-1 災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-2 災害対策本部を設置しない場合の対応・・・・・・・・ 6

第3章 災害情報の通信手段

- 3-1 構成市との連絡調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3-2 防災行政無線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3-3 災害時優先電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 様式1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

大阪広域環境施設組合災害対策実施要領

この要領は、大阪市・八尾市・松原市・守口市の市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本組合が、各構成市と連携し、適切に対処するため必要な事項を定めるものである。

第1章 動員体制

1-1 動員基準

災害発生時又は災害発生予想時の職員の動員基準は、次のとおりとする。

ただし、特に必要があると認めるときは、この基準と異なる動員体制をとることができる。

種別	災害状況	行政職	技能職
1号 動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、組合の全力を挙げて防災活動を実施する必要があるとき	全員が速やかに参集	全員が速やかに参集
2号 動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	職員の1/2以内で課長等（工場長等を含む。以下同じ。）が定める職員が速やかに参集	直勤務者は、通常の勤務ローテーションにより勤務 日勤者は、課長等が定める職員が速やかに参集
3号 動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職員の1/4以内で課長等が定める職員が速やかに参集	直勤務者は、通常の勤務ローテーションにより勤務 日勤者は、課長等が定める職員が速やかに参集
4号 動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初期活動に必要な職員で課長等が定める職員が速やかに参集	直勤務者は、通常の勤務ローテーションにより勤務 日勤者は、課長等が定める職員が速やかに参集
5号 動員	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置のとれるよう	情報連絡に必要な職員で課長等が定める職員が速やかに参集	直勤務者は、通常の勤務ローテーションにより勤務

主として情報連絡にあたる必要があるとき		日勤者は、課長等が定める職員が速やかに参集
---------------------	--	-----------------------

1-2 動員

参集の指令は（1）に掲げる自動参集の場合をのぞき、事務局長が行う。

（1）自動参集

自動参集は以下の場合とする。

ア 構成市のいずれかの市域において震度6弱以上の地震の発生の場合又は津波警報が発表された場合

1号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に速やかに自動参集すること。

イ 構成市のいずれかの市域において震度5強の地震の発生の場合

2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に自動参集すること。

ウ 構成市のいずれかの市域において震度5弱の地震の発生の場合

3号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に自動参集すること。

エ 構成市のいずれかの市域において震度4の地震の発生の場合又は津波警報が発表された場合

4号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に自動参集すること。

オ 構成市のいずれかの市域において大雨警報、洪水警報、暴風警報若しくは暴風警報であって平均風速が陸上20m/秒以上若しくは、海上25m/秒以上の警報が発表された場合、又は津波注意報が発表された場合（ただし、台風時はカの規定による。）

5号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に自動参集すること。

カ 台風時等、事前に災害が予想できる場合の参集

台風時等、事前に災害が予想できる場合には、事前に局部課長により暴風警報が発表された場合の対応を含め動員体制を決定する。

なお、各工場においては、動員体制にかかわらず、河川水位等の情報確認や止水材（土のう等）の準備、工場内外の現場確認、施設や物資の養生などを事前に行っておくこと。

(2) 参集の指令

① 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外における動員指令は総務課長を通じ、各課長等へ伝達する。各課長等は電話連絡網と職員住所録によって電話連絡等を行う。このため、各課長等は、各職場における住所録を整備し、連絡網等をあらかじめ定めておく。

勤務時間外における参集の指令の発令については、以下の場合とする。いずれも、発災の状況に応じて全所属又は特定の所属に対して動員指令を発令するものとする。

ア 洪水予報・水位到達情報が発表された場合

イ 地震又は風水害以外の災害が発生した場合

② 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内における動員指令は総務課長を通じ、各課長等へ伝達する。各課長等は、職員へ速やかに伝達するものとする。

(3) 参集場所の例外

大規模な被害が発生し、道路の損壊又は橋梁の落下等により勤務地その他事前に定める参集場所に参集することが困難な場合、参集可能な当組合施設へ参集する。

また、参集場所又は参集可能な当組合施設と自宅等（災害発生時に現にいた場所を含む）が20キロメートル以上離れており、かつ参集場所又は参集可能な当組合施設に向かうために使用する公共交通機関が被災により運休している場合等については、公共交通機関が復旧するのを待ち、速やかに参集するものとする。

(4) 参集の免除

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難である者については、参集を免除する。参集の免除を受ける者は、理由書及び理由を証明する書類（診断書等）を総務課長あてに提出するものとする。

(5) 動員の報告

班長は、班員の参集情報を取りまとめ、総務班長へ報告する。総務班長は、動員報告を取りまとめ、動員報告書（様式1）により本部長に報告する。

第2章 災害対策本部

2-1 災害対策本部

災害対策を行うため、必要と認めるときは、大阪広域環境施設組合災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

(1) 設置基準

- ア 構成市のいずれかの市域において震度5弱以上(気象庁発表)を観測したとき
- イ 構成市のいずれかの市域において特別警報が発表された時
- ウ 構成市のいずれかの市域において災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する被害が発生したとき
- エ 大規模な災害が発生又は予想され、その対策を要すると認められるとき
- オ その他事務局長が必要と認めたとき

(2) 設置者及び設置場所

事務局長又はその代理者は、災害対策本部をあべのルシアス12階の執務室に設置する。ただし、あべのルシアス12階の執務室が被災により使用できない場合には、代替本部を設置するものとする。

また、災害対策本部を設置したときは、ホームページ及び組合防災無線等により通知する。

(3) 組織

災害対策本部に以下の役職を置き職務を定める。

① 本部長(事務局長)

災害対策本部の事務を統括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。

② 副本部長(総務部長・施設部長)

本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

※ 本部長の役職に就くべきものが欠けたるときは、総務部長、施設部長の順に本部長に就くものとし、副本部長の役職に就くべきものが両名とも欠けたるときは、総務課長が副本部長に就くものとする。

③ 班長(総務課長・施設管理課長・各工場長)

所管事務の処理に当たる。

災害対策本部の班は総務班、施設班及び各工場班とし、下表のとおり応急事務を所掌する。ただし、発生した災害の規模やそれに基づく動員体制により、各班において適宜、実施の可否を判断することとする。

班名	業務	業務の概要
総務班業務 (総務課・ 経理課)	総合調整 【応急】	総合調整に関すること
		災害記録に関すること
	構成市調整 【応急】	構成市との連絡調整に関すること
	動員管理 【応急】	部員の動員に関すること
	衛生・補給管理 【応急】	部員の衛生管理及び補給管理に関すること
	災害対策本部経理 【応急】	発災に伴う緊急の予算執行等に関すること
		発生に伴う緊急の契約締結等に関すること
災害対策本部庶務 【応急】	本部長の特命に関すること	
	災害対策本部の庶務及び他の班の所管に属さないこと	
施設班業務 (施設管理課・ 建設企画課)	連絡調整 【応急】	工場班及び総務班との連絡調整に関すること
	応急復旧 【応急】	所管施設の防護と応急復旧に関すること
	搬入計画 【応急】	処理施設等への搬入計画に関すること
	処理計画 【応急】	廃棄物処理に係る計画の立案に関すること
	埋立作業 【応急】	廃棄物の埋立作業に関すること
	緊急措置 【応急】	休止中又は建設中の廃棄物処理施設等の緊急措置に関すること
	工場班業務 (各工場)	緊急停止業務 【応急】
施設班への連絡 【応急】		施設班への連絡に関すること。
外部機関への連絡 【応急】		施設班以外の災害関係機関への連絡に関すること
被害状況把握 【応急】		施設や設備等の状況把握に関すること
出勤状況把握 【応急】		職員の動員に関すること
職員等状況把握 【応急】		職員や発災時に在留している来庁者の安否に関すること
応急復旧 【応急】		工場の応急復旧に関すること
住民等対応業務 【応急】		発災後に工場に来所した住民の対応等に関すること
庶務関係 【応急】		庶務に関すること

災害対策本部の各班に班長・副班長・係長を置く。

班名	班長・副班長・係長	
総務班 (総務課・経理課)	班 長 副班長 係 長	総務課長 経理課長、総務課長代理 各担当係長
施設班 (施設管理課・ 建設企画課)	班 長 副班長 係 長	施設管理課長 建設企画課長、施設管理課長代理、 建設企画課長代理、工場建設担当課長代理 各担当係長
工場班	班 長 副班長 係 長	各工場長 各副工場長 各担当係長

(4) 廃止

本部長は、災害対策本部を次の場合に廃止する。

ア 被害の発生するおそれが解消したとき

イ 災害対策が概ね完了したとき

ウ その他本部長が本部の必要がなくなったと認めたとき

また、災害対策本部を廃止したときは、ホームページにより報告する。

2-2 災害対策本部を設置しない場合の対応

災害の規模が4号動員に相当する場合、総務班及び施設班の参集職員は、各工場等の被災状況を集約し、事務局長に報告するものとする。

被害状況の程度に応じて、構成市にも適宜状況を報告することとする。

第3章 災害情報の通信手段

3-1 構成市との連絡調整

(1) 大阪市・八尾市・松原市・守口市との連絡調整

本組合の構成市の各市域において災害が発生した場合の連絡調整先は、次のとおりとする。

連絡調整先	電話番号
大阪市環境局総務部総務課	6630-3113
八尾市経済環境部資源循環課	072-924-3866
松原市市民生活部環境政策課	072-337-3127
守口市環境部環境政策課	6992-1452

3-2 組合防災無線

防災無線の呼び出し番号は、次のとおりとする。

設置場所	環境施設組合防災無線 呼び出し番号	大阪市防災無線 呼び出し番号
あべのルシアス執務室	1	00175
西淀工場	2	00167
平野工場	3	00173
東淀工場	4	00171
鶴見工場	5	00174
舞洲工場	6	00172
八尾工場	7	00170
住之江工場現場事務所	13	
北港事務所	8	00182
大阪市	9	
八尾市	10	
松原市	11	
守口市	12	

3-3 災害時優先電話

災害の発生により電話が一時的に大量発生したために電話が輻輳した場合は、発信による通話が優先的に確保される災害時優先電話を利用して必要事項を伝達することとする。

災害時優先電話に設定している電話番号は、次のとおりとする。

設置場所	電話番号
あべのルシアス執務室（施設管理課）	6630-3350
西淀工場	6472-4929
平野工場	6707-3753
東淀工場	6327-4541
鶴見工場	6912-4701
舞洲工場	6463-4153
八尾工場	0729-23-4226
住之江工場現場事務所	6115-8972
北港事務所	6467-1101

